

令和5年度(2023年度)枚方市東部清掃工場の維持管理情報

(令和6年4月末日時点)

◎処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

種類	燃えるごみ(単位:トン)		
	1号	2号	合計
4月	3,072	3,047	6,119
5月	3,197	3,205	6,402
6月	3,286	1,293	4,579
7月	3,407	0	3,407
8月	1,917	2,435	4,351
9月	1,404	3,360	4,763
10月	3,206	3,222	6,428
11月	3,122	3,132	6,254
12月	3,327	1,686	5,013
1月	378	0	378
2月	1,829	3,204	5,033
3月	2,150	3,332	5,483
累計	30,294	27,917	58,211

処理量を修正する場合があります。

◎冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

種類	施設名称	除去日
排ガス処理設備	2号ろ過式集じん器	7月 6日～7月 24日
排ガス処理設備	2号湿式有害ガス除去装置	7月 6日～8月 7日
排ガス処理設備	2号窒素酸化物除去装置	7月 19日～7月 25日
冷却設備	2号放射室	12月 21日～12月 25日
排ガス処理設備	1号ろ過式集じん器	9月 4日～9月 8日
排ガス処理設備	1号湿式有害ガス除去装置	8月 31日～9月 7日
排ガス処理設備	1号窒素酸化物除去装置	9月 4日～9月 5日
冷却設備	1号放射室	1月 9日～1月 12日

◎排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度

採取月日	採取位置	結果が得られた日	測定結果									
			ばいじん		硫黄酸化物		窒素酸化物		塩化水素		ダイオキシン類	
			自主基準:0.01g/Nm ³ 以下 法令基準:0.04g/Nm ³ 以下	自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量4034Nm ³ /h以下	自主基準:20ppm以下 法令基準:排出総量12.527Nm ³ /h以下	自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量700mg/Nm ³ 以下	自主基準:0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下 法令基準:0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉
4月14日	各煙道	5月9日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	5	3	<1	<1	-	-
5月26日	各煙道	7月3日	-	<0.003	-	<0.5	-	6	-	<1	-	0.0040
6月16日	各煙道	7月20日	<0.003	-	<0.5	-	7	-	<1	-	0.00010	-
8月4日	各煙道	9月4日	<0.003	-	<0.5	-	5	-	-	-	-	-
8月29日	各煙道	9月13日	-	<0.003	-	<0.5	-	6	-	<1	-	-
10月23日	各煙道	11月20日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	6	5	<1	<1	-	-
11月30日	各煙道	1月23日	-	<0.003	-	<0.5	-	5	-	<1	-	0.0051
12月1日	各煙道	1月23日	<0.003	-	<0.5	-	10	-	<1	-	0.0022	-
2月14日	各煙道	3月6日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	7	8	<1	<1	-	-

「○」は、検査実施予定項目。

- 「<」については、定量下限値未滿を示しています。
 - 「-」については、検査実施該当月にあたらなため、検査を実施していません。
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度については、連続測定しておりデータ量が多いため、東部清掃工場窓口にて閲覧による公表をしています。

◎焼却室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出ガス中の一酸化炭素濃度(すべて日平均値の月平均値)

1号炉				2号炉			
	燃焼室中の燃焼ガス温度(°C)	集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		燃焼室中の燃焼ガス温度(°C)	集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)
4月	986	170	2	4月	967	169	1
5月	972	173	2	5月	978	172	1
6月	951	177	2	6月	964	173	1
7月	959	176	2	7月	定期補修工事	定期補修工事	定期補修工事
8月	974	176	1	8月	953	169	1
9月	958	171	2	9月	969	175	1
10月	959	174	1	10月	960	174	1
11月	964	176	1	11月	961	177	1
12月	973	177	1	12月	959	178	1
1月	985	177	1	1月	定期補修工事	定期補修工事	定期補修工事
2月	947	163	1	2月	942	166	1
3月	944	166	2	3月	989	170	1
維持管理基準	850° 以上	200°C以下	100ppm以下	維持管理基準	850° 以上	200°C以下	100ppm以下

令和5年度(2023年度)枚方市一般廃棄物最終処分場(穂谷2308番地)の維持管理情報

(令和6年4月末日時点)

◎埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。

◎擁壁の点検を実施した日

点検月日	異常の有無
4月 3日	無
5月 1日	無
6月 5日	無
7月 3日	無
8月 7日	無
9月 4日	無
10月 2日	無
11月 6日	無
12月 4日	無
1月 9日	無
2月 5日	無
3月 4日	無

◎浸出液及び周辺地下水水質検査結果

処分場水質検査項目	単位	場所	4月5日	8月9日	1月23日	基準値
採取時間	-	最終処分場浸出液	9:40	9:50	10:20	※
		1号井戸	10:40	13:18	13:15	※
		2号井戸	11:00	14:03	11:55	※
天候	-	最終処分場浸出液	曇	曇	晴	※
		1号井戸	曇	曇	晴	※
		2号井戸	曇	曇	晴	※
水温	℃	最終処分場浸出液	20.6	22.3	19.3	※
		1号井戸	14.5	16.7	12.0	※
		2号井戸	16.4	16.8	16.4	※
気温	℃	最終処分場浸出液	17.8	27.0	5.1	※
		1号井戸	15.0	26.4	6.9	※
		2号井戸	17.1	33.6	9.5	※
水素イオン濃度	-	最終処分場浸出液	12.2	12.1	12.3	※
		1号井戸	8.0	7.9	8.0	※
		2号井戸	7.8	7.6	7.7	※
生物学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出液	17	16	19	※
		1号井戸	<0.5	<0.5	<0.5	※
		2号井戸	<0.5	<0.5	<0.5	※
化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出液	16	14	15	※
		1号井戸	2.1	1.0	1.2	※
		2号井戸	0.5	0.5	0.5	※
浮遊物質	mg/l	最終処分場浸出液	8	40	12	※
		1号井戸	9	7	6	※
		2号井戸	<1	1	4	※
大腸菌群数	個/cm ³	最終処分場浸出液	0	0	0	※
	MPN/100ml	1号井戸	-	240	-	※
		2号井戸	-	3300	-	※
塩化物イオン	mg/l	最終処分場浸出液	860	870	700	※
		1号井戸	22	24	23	※
		2号井戸	15	13	11	※
電気伝導度	mS/m	最終処分場浸出液	543	553	519	※
		1号井戸	37.6	37.7	38.1	※
		2号井戸	24.5	24.2	24.1	※
全窒素	mg/l	最終処分場浸出液	16	16	15	※
		1号井戸	-	0.09	-	※
		2号井戸	-	<0.05	-	※
全リン	mg/l	最終処分場浸出液	0.017	0.009	0.012	※
		1号井戸	-	0.018	-	※
		2号井戸	-	0.015	-	※
アルキル水銀	mg/l	最終処分場浸出液	-	注	-	検出されないこと
		1号井戸	-	注	-	検出されないこと
		2号井戸	-	注	-	検出されないこと
総水銀	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0005	-	0.0005以下
		1号井戸	-	<0.0005	-	0.0005以下
		2号井戸	-	<0.0005	-	0.0005以下

- 「<」については、定量下限値未満を示しています。
- 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
- 「○」は、検査実施予定項目。
- 「注」のアルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ実施。
「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。(アルキル水銀の定量限界は0.0005mg/L)
- 「※」については、規制対象外項目になります。

注: 総水銀が検出された時に実施

分析項目	単位	場所	4月5日	8月9日	1月23日	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0003	-	0.003以下
		1号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
		2号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
鉛及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.005	-	0.01以下
		1号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
六価クロム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.02	-	0.02以下
		1号井戸	-	<0.02	-	0.02以下
		2号井戸	-	<0.02	-	0.02以下
砒素及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.005	-	0.01以下
		1号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
全シアン	mg/l	最終処分場浸出液	-	不検出	-	検出されないこと
		1号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
		2号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
PCB	mg/l	最終処分場浸出液	-	不検出	-	検出されないこと
		1号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
		2号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.003	-	0.01以下
		1号井戸	-	<0.003	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.003	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.001	-	0.01以下
		1号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.002	-	0.02以下
		1号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
		2号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0002	-	0.002以下
		1号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
		2号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0004	-	0.004以下
		1号井戸	-	<0.0004	-	0.004以下
		2号井戸	-	<0.0004	-	0.004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.002	-	0.1以下
		1号井戸	-	<0.002	-	0.1以下
		2号井戸	-	<0.002	-	0.1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.004	-	0.04以下
		1号井戸	-	<0.004	-	0.04以下
		2号井戸	-	<0.004	-	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.1	-	1以下
		1号井戸	-	<0.1	-	1以下
		2号井戸	-	<0.1	-	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0006	-	0.006以下
		1号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
		2号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0002	-	0.002以下
		1号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
		2号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
チラウム	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0006	-	0.006以下
		1号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
		2号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
シマジン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0003	-	0.003以下
		1号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
		2号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.002	-	0.02以下
		1号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
		2号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
ベンゼン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.001	-	0.01以下
		1号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
セレン及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.001	-	0.01以下
		1号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
1, 4-ジオキサン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.005	-	0.05以下
		1号井戸	-	<0.005	-	0.05以下
		2号井戸	-	<0.005	-	0.05以下
クロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出液	-	<0.0002	-	0.002以下
		1号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
		2号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	最終処分場浸出液	-	0.062	-	10
		1号井戸	-	0.028	-	10
		2号井戸	-	0.034	-	10

- 「<」については、定量下限値未満を示しています。
- 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
- 「○」は、検査実施予定項目。
- 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。
(定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)
- 「※」については、規制対象外項目になります。

◎浸出液の処理後の放流水質分析検査結果一覧表(公共下水道へ排除)

(令和6年4月末日時点)

分析項目	単位	基準値	令和5年度												
			4月14日	5月8日	6月15日	7月10日	8月4日	9月5日	10月25日	11月8日	12月13日	1月11日	2月14日	3月6日	
水温	℃	45度以下	21.0	24.0	29.7	29.9	32.0	31.8	24.3	25.5	20.3	17.0	17.2	17.8	
水素イオン濃度(pH)	—	5以上9以下	7.0	8.0	8.4	8.3	8.2	8.1	8.0	8.0	8.1	8.1	7.7	8.0	
浮遊物質	mg/l	600以下	1	3	2	2	1	3	2	4	1	2	2	2	
生物学的酸素要求量	mg/l	600以下	1.5	2.0	1.2	1.0	1.0	1.2	2.2	1.9	2.3	1.7	1.2	4.7	
塩化物イオン	mg/l	—	5900	6000	3200	1000	6800	6400	7000	6000	4400	2200	8700	3200	
窒素含有量	mg/l	240以下	4.4	5.3	6.2	8.0	6.0	5.6	6.4	6.8	9.6	6.7	8.0	11	
リン含有量	mg/l	32以下	0.05	0.08	0.06	0.11	0.04	0.09	0.10	0.09	0.04	0.04	0.04	0.04	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	30以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/l	5以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
亜硝酸性窒素	mg/l	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.16	0.12	0.12	0.15	0.05	0.05	0.25	
	硝酸性窒素	mg/l	-	2.6	3.1	4.2	7.2	3.0	2.6	3.4	2.9	3.6	4.5	2.1	3.1
	アンモニア性窒素	mg/l	-	1.0	0.3	<0.1	<0.1	0.9	1.0	0.5	1.9	3.7	0.5	3.8	4.9
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/l	38以下 ※	3.6	3.4	4.2	7.2	3.9	3.7	4.0	4.9	7.4	5.0	5.9	8.2	
フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.23	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.12	<0.08	<0.08	
ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.5	0.6	0.9	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.8	0.2	<0.1	0.2	
銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	
亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	0.02	-	0.01	-	<0.01	-	0.02	-	0.02	-	0.04	-	
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	0.06	-	<0.05	-	
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	
クロム及びその化合物	mg/l	2以下	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	0.05	-	
フェノール類	mg/l	1以下	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	
セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	
六価クロム化合物	mg/l	0.02以下 ※	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	-	<0.01	-	
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	
鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	
シアン化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	
砒素及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	
有機燐化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	
PCB	mg/l	検出されないこと	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	
チウラム	mg/l	0.006以下	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	
シマジン	mg/l	0.003以下	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	
四塩化炭素	mg/l	0.002以下	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	-	-	<0.0004	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	-	-	<0.004	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	-	-	<0.005	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	
ベンゼン	mg/l	0.01以下	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l以下	-	-	0.0015	-	-	-	-	-	-	0.0011	-	-	

- 「<」は、定量下限値未満を示しています。
- 「—」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
- 「○」は、検査実施予定項目。
- 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。
(定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)
- ※アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量の項目の基準値は、令和2年4月1日より新基準値。
- ※六価クロム化合物の基準値は、令和5年10月30日より新基準値。

◎浸出液処理設備の定期点検及び処理の状況について

- ・浸出水排水処理施設については、平成16年11月より施設を休止しており、定期点検は実施していません。
- ・当該浸出水については、平成28年度までは穂谷川清掃工場の排水処理施設にて処理した後、下水放流していましたが平成29年4月より処理先を東部清掃工場の排水処理施設に変更して処理した後、公共下水道へ放流しております。

◎最終処分場の残余の埋立て容量について

- ※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。